

○小牧市医療費の支給に関する条例

平成 15 年 3 月 28 日

条例第 9 号

改正 平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 16 年 12 月 24 日条例第 22 号

平成 18 年 3 月 27 日条例第 16 号

平成 18 年 3 月 27 日条例第 23 号

平成 18 年 6 月 29 日条例第 29 号

平成 19 年 3 月 28 日条例第 8 号

平成 19 年 12 月 27 日条例第 29 号

平成 20 年 10 月 3 日条例第 36 号

平成 22 年 12 月 27 日条例第 33 号

平成 24 年 6 月 27 日条例第 25 号

平成 25 年 3 月 27 日条例第 6 号

平成 26 年 3 月 25 日条例第 13 号

平成 26 年 6 月 27 日条例第 26 号

平成 28 年 3 月 25 日条例第 19 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 受給資格者（第 3 条—第 9 条）

第 3 章 支給（第 10 条—第 13 条）

第 4 章 雜則（第 14 条—第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの保護者、心身障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童並びに精神障害者に対して、医療費の一部を支給することにより保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(医療費の種類)

第2条 この条例により支給する医療費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費
- (2) 心身障害者医療費
- (3) 母子・父子家庭医療費
- (4) 精神障害者医療費

第2章 受給資格者

(受給資格者)

第3条 この条例による医療費の支給を受けることができる者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、次条から第6条まで及び第9条に規定する受給資格を有するもの（以下「受給資格者」という。）とする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者
- (2) 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（次項において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（次項において「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則

第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者

- (4) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者
- (5) 病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる者
(子ども医療費)

第4条 子ども医療費の受給資格者は、子ども（出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護するものをいう。）とする。ただし、子どものうち6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもに係る医療に要する費用については、支給しない。

- (1) 次条に規定する心身障害者医療費の受給資格者であるとき。
- (2) 第6条に規定する母子・父子家庭医療費の受給資格者であるとき。
(心身障害者医療費)

第5条 心身障害者医療費の受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の1級から3級までに該当する身体障害者手帳所持者
- (2) 等級表の4級に該当する身体障害者手帳所持者のうち、身体障害者福祉法施行規則第7条第1項第2号の規定による障害名が腎臓機能障害とされている者又は同表の4級から6級までに該当する身体障害者手帳所持者のうち同号の規定による障害名が進行性筋萎縮症とされている者
- (3) 規則で定める判定機関において、知能指数が50以下と判定された者
- (4) 医師により自閉症状群と診断された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、心身障害者医療費の受給資格者としない。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(母子・父子家庭医療費)

第6条 母子・父子家庭医療費の受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で18歳以下（18歳に達した日以後の最初の3月31日までとし、同日以後引き続いて小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）の者（以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母等」という。）

(2) 前号に掲げる者に現に扶養されている児童

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、母子・父子家庭医療費の受給資格者としない。

(1) 母子家庭の母等で前年（1月から7月までの間にあっては、前々年とする。以下この条において同じ。）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養

親族等」という。)並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者(母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて同令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童

(2) 高齢者医療確保法による医療を受けることができる者及び高齢者医療確保法施行令別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)

(3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(4) 前条に規定する心身障害者医療費の受給資格者

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

第7条及び第8条 削除

(精神障害者医療費)

第9条 精神障害者医療費の受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に限る。)の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45条に規定する精神障

害者保健福祉手帳（1級又は2級の障害等級の記載がされているものに限る。）の交付を受けている者

(3) 精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者であって、病院又は診療所に入院し精神障害の医療を受けているもの（精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規定による入院措置を受けている者及び前号に該当する者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、精神障害者医療費の受給資格者としない。

(1) 高齢者医療確保法による医療を受けることができる者及び高齢者医療確保法施行令別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者（その者が高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。）

(2) 子ども

(3) 第5条に規定する心身障害者医療費の受給資格者

(4) 第6条に規定する母子・父子家庭医療費の受給資格者

第3章 支給

（医療費の支給）

第10条 市長は、受給資格者（子ども医療費にあっては、子ども）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（附加給付にあっては、当該給付が行われた場合を含む。）において、当該疾病又は負傷に係る医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額（以下「医療保険自己負担額」という。）を医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者医療確保法の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額（法令の規定により、これと異なる算定方法による

こととされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の精神障害者医療費の支給額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療に限る。)を受けた場合における医療保険自己負担額
- (2) 前条第1項第3号に規定する者 病院又は診療所で入院して行われる精神障害の医療に係る医療保険自己負担額の2分の1の額
(受給者証等)

第11条 市長は、医療費の支給を受けようとする受給資格者(第9条第1項第1号に該当する精神障害者医療費の受給資格者のうち高齢者医療確保法による医療を受けることができる者、高齢者医療確保法施行令別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)及び第9条第1項第3号に該当する精神障害者医療費の受給資格者を除く。)の規則で定めるところによる申請に基づき、受給資格を適当と認めた者(以下「受給者」という。)に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた受給者は、医療を受けようとするとき(子ども医療費の受給者にあっては、子どもが医療を受けようとするとき)は、病院、診療所、薬局その他の者(以下「医療機関等」という。)に受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第12条 医療費の支給は、医療機関等の請求により、受給者が支給を受けるべき額の限度において、市が支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、

受給者の申請により当該医療費を支払うことができる。

(失権)

第13条 受給者は、受給資格者の要件を欠いたときは、この条例による医療費の支給を受ける権利を失う。

第4章 雜則

(届出の義務)

第14条 受給者は、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならぬ。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(損害賠償との調整)

第15条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷（子ども医療費の受給者にあっては、子どもの疾病又は負傷）に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他の不正の行為により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた医療費の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第16条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(報告)

第17条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(小牧市乳幼児医療費支給に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 小牧市乳幼児医療費支給に関する条例（昭和48年小牧市条例第14号）

(2) 小牧市心身障害者医療費支給条例（昭和48年小牧市条例第31号）

(3) 小牧市老人医療費の支給に関する条例（昭和48年小牧市条例第32号）

(4) 小牧市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年小牧市条例第35号）

(経過措置)

3 この条例は、平成15年4月1日以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた医療費の支給については、なお従前の例による。

4 平成15年4月1日前に交付された附則第2項の規定による廃止前的小牧市乳幼児医療費支給に関する条例第5条の規定による乳幼児医療費受給者証、同項の規定による廃止前的小牧市心身障害者医療費支給条例第6条の規定による心身障害者医療費受給者証、同項の規定による廃止前的小牧市老人医療費の支給に関する条例第4条の規定による老人医療費受給者証及び同項の規定による廃止前的小牧市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条の規定による母子家庭等医療費受給者証は、第11条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。

5 乳幼児のうち、平成15年3月31日において、附則第2項の規定による廃止前的小牧市心身障害者医療費支給条例による心身障害者の受給者であるもの又は同項の規定による廃止前的小牧市母子家庭等医療費の

支給に関する条例による母子家庭等医療費の受給者であるものの保護者は、当該医療費の支給を受けている間は、当該乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格者としない。

6 平成14年9月30日において68歳以上70歳未満である者については、その者が73歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日（その者が73歳以上の者に該当するに至った日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間は、その者を73歳以上の者とみなして第8条第1項の規定を適用する。

7 市長は、第8条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により73歳以上の者とみなされた者のうち70歳に到達したもの及び73歳以上の者については、受給資格者であっても当分の間、受給者証の交付を行わないものとする。

附 則（平成16年条例第10号）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成16年4月1日以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第22号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市医療費の支給に関する条例の規定は、平成17年4月1日以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第16号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市医療費の支給に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第29号）

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 改正後的小牧市医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号の規定は、平成18年8月1日以後において本市の区域内に住所を変更したと認められた者から適用し、同日前に改正前の小牧市医療費の支給に関する条例第3条の規定により受給資格を有するものに係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
- 2 改正後的小牧市医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において4歳の誕生日の属する月の翌月の初日以後の者のうち、改正前の小牧市医療費の支給に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条及び第6条による受給者における新条例第4条の規定については、なお従前の例による。
- 4 施行日において新たに新条例第4条に規定する子ども医療費の受給資格者となる者は、施行日前に新条例第11条第1項に規定する申請をすることができる。
- 5 施行日前になされた旧条例第4条に規定する乳幼児医療費の受給資格者の旧条例第11条第1項に規定する申請及び前項の申請は、新条例第11条第1項の規定によりなされた申請とみなす。
- 6 施行日前に旧条例第4条に規定する乳幼児医療費の受給資格者の旧条例第11条第1項の規定により交付された受給者証は、新条例第11条

第1項の規定により交付された受給者証とみなす。

- 7 施行日前に旧条例第5条に規定する心身障害者医療費の受給資格者、旧条例第6条に規定する母子家庭等医療費の受給資格者及び旧条例第9条に規定する精神障害者医療費の受給資格者の旧条例第11条第1項の規定により交付された受給者証は、この条例の施行後も、なお効力を有するものとする。

附 則（平成20年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第33号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後的小牧市医療費の支給に関する条例の規定は、平成23年4月1日以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 4 第4条の規定による改正後的小牧市医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後において医療の給付を受けた者から適用し、施行日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第6号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後的小牧市医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年10月1日以後において医療の給付を受けた者から適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の支給について

は、なお従前の例による。

3 新条例の規定による受給者証の交付その他受給者証の交付に係る手続
は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成26年条例第26号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。